

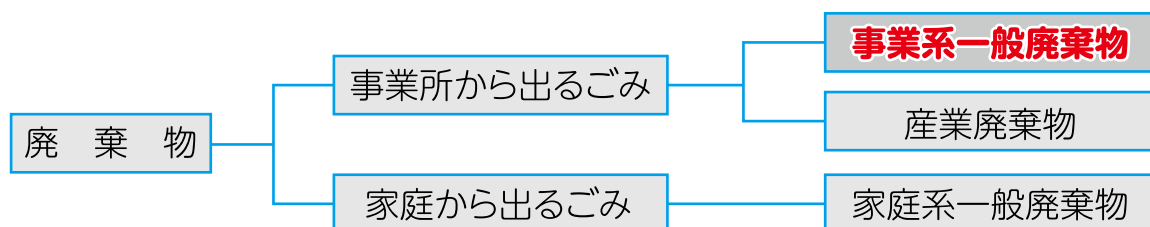
事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って生じた**産業廃棄物以外の廃棄物**をいいます。

※事業活動とは、会社や工場などの事業所、学校や官公庁などの公共機関、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店など、家庭以外で行われる全ての活動を指します。

産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など)の廃棄物と輸入された廃棄物をいいます。



※重要

Q. 1階が事業所で2階が住居のように、事業所と住居が同じ建物の場合、廃棄物の処理はどうすればいいですか？

A. 事業系廃棄物と家庭系廃棄物に分けて出す必要があります。

